

令和6年度 御前崎市地域再エネと地域脱炭素実現に向けた構想策定支援業務委託 公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告

御前崎市市民生活部環境課発注の御前崎市地域再エネと地域脱炭素実現に向けた構想策定支援業務委託について公募型簡易プロポーザル方式の手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、以下の説明によるものとする。

令和6年5月7日

(令和6年5月22日改訂)

御前崎市長 下村 勝

1 業務内容等

(1) 業務名

令和6年度 御前崎市地域再エネと地域脱炭素実現に向けた構想策定支援業務委託

(2) 業務目的

近年、地球温暖化が原因と考えられる平均気温の上昇により、私たちの日常生活や経済活動に大きな影響を与えている。このような気候変動への対策として、市では令和3年2月にゼロカーボンシティ宣言をし、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにするため取り組みを推進している。

令和2年3月に策定した第2次環境基本計画では、2030年度までに2013年度比26%減、2050年度までに2013年度比80%減を目標としているが、令和3年10月国の長期ビジョンの見直しにより、2030年度までに2013年度比46%減が目標とされ、2050年度までに温室効果ガスの排出を全体として実質ゼロとされた。

そのため、環境基本計画および地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）においても、国の見直しを踏まえ、より積極的な見直しをする必要がある。

(3) 業務内容

ア 計画準備

イ 国等の政策動向及び上位・関連計画の整理

ウ 再生可能エネルギー導入目標、施策等の検討（エネルギービジョン（平成30年3月策定）及びエネルギービジョン中長期計画（令和4年3月）の内容を確認の上）

エ ゼロカーボンシティ実現に向けた進捗管理のための指標、推進体制、施策等の検討

オ 環境保全対策審議会等の運営支援

カ 打合せ・協議及び報告書作成

(4) 履行期限

契約締結日の翌日から令和6年12月26日まで（予定）

(5) 契約限度額

本業務の契約限度額は、12,100千円（消費税込み）とする。

(6) 業務実施上の条件

・本業務は、環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（令和5年度補正予算）の「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第1号事業の1）」に採択されることを前提として実施するものであり、不採択となった場合は提案を募集したことに留まり、事業化はされないものとする。

・業務の打合せの回数は6回程度とし、初回及び成果納入時の打合せには管理技術者が出席するものとする。

・環境保全対策審議会や庁内ワキнг会議で、市全体としての脱炭素に向けた取組を協議する。

・環境保全対策等の回数は4回程度とする。

(7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

| | |
|--------------|----|
| ・業務報告書 | 2部 |
| ・打合せ議事録 | 1式 |
| ・上記電子データ | 1式 |
| ・その他必要と認めるもの | 1式 |

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 静岡県内に本社または支社を登録している法人。

(3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの期間に、御前崎市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けていないこと。